

○学校法人明治薬科大学ハラスメント防止等に関する規程

制定	平成21年4月8日
改正	平成21年10月7日
	平成28年12月7日
	令和3年10月13日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明治薬科大学及びその設置する明治薬科大学（以下、「本学」という。）において学生等、職員等及び本学関係者が個人として尊重され、快適な環境のもとでの学習、研究、教育及び業務を保証されるようにするため、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関する必要事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてハラスメントとは、次の各号に掲げるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

行為者の意図にかかわらず他の者を不快にさせる性的性質の言動等、及び性差を背景とする相手の意に反する嫌がらせの言動等

(2) アカデミック・ハラスメント

研究・教育の場において行われる相手の意に反する嫌がらせの言動等

(3) パワー・ハラスメント

職権などの上下関係を背景とする相手の意に反する嫌がらせの言動等

(4) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

上司や同僚からの職員の妊娠・出産及び育児・介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により職員の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントには該当しない。

(5) その他のハラスメント

前各号のハラスメントには該当しないが、相手の意に反して行われる嫌がらせによって、相手方に不快の念を抱かせる性質の言動等

2 前項のほか、この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学生等

学部学生、大学院生、研究生、科目等履修生、聴講生等本学において修学する者

(2) 職員等

学校法人明治薬科大学寄附行為第6条に規定する役員、学校法人明治薬科大学職員組織規程第2条に規定する職員、派遣職員等本学において就業する者

(3) 本学関係者

学生等の保護者、取引業者、学生等であった者、職員等であった者等前2号に掲げる者以外の者であって本学と関係を有する者

(適用範囲)

第3条 この規程は、学生等、職員等及び本学関係者に適用する。

(適用される者の義務)

第4条 前条によりこの規程が適用される者は、ハラスメントを人権侵害と認識し、その防止に努める義務を負う。

(本学の役割)

第5条 本学は、ハラスメントを人権侵害として予防する義務を負い、その防止のため学生等、職員等及び本学関係者に対し積極的な啓発を行うものとする。

2 本学は、司法の判断及び行政の指導を基準として、ハラスメントに該当する事例等を示し、学生等、職員等及び本学関係者に周知するものとする。

(ハラスメント防止委員会)

第6条 本学は、学内にハラスメント防止委員会を設置し、学生等、職員等及び本学関係者を対象にハラスメント防止のための啓発指導を行わせるとともに、ハラスメントに関する相談、助言、救済、再発防止等に当たらせるものとする。

2 ハラスメント防止委員会に関する規程は別に定める。

3 本学は、ハラスメント防止委員の氏名、連絡先を公表することにより、学生等、職員等及び本学関係者が常時、ハラスメント防止委員に相談し、ハラスメント防止委員会からの助言、救済等を受けられるよう配慮するものとする。

(ハラスメント調査委員会)

第7条 本学は、学内にハラスメント調査委員会を設置し、事実確認、救済措置等の調査、検討が必要な事案としてハラスメント防止委員長より報告のあった事案について、調査、検討を行うものとする。

2 ハラスメント調査委員会に関する規程は別に定める。

(プライバシーの保護)

第8条 前2条の運用にあたっては、相談内容等に関して、個人のプライバシー保護に十分配慮するものとする。

(処分・措置の実施)

第9条 理事長又は学長は、ハラスメント調査委員会より第7条に基づく調査、検討の結果の報告があったときは、その趣旨を踏まえて被害者の救済を行うとともに、法人又は大学等の就業規則又は学則により加害者に対し適切な措置若しくは処分等（以下「措置等」という。）を実施するものとする。

2 理事長又は学長は、措置等が相談・苦情の申し立てに基づくものであるときは、相談・苦情の申立人に対してその内容を通知しなければならない。

（学外者に対する措置等）

第10条 ハラスメント調査委員会の報告においてハラスメントを行った者に学外者が関与している場合には、理事長は、当該学外者に対し適切な措置等を講じるものとする。

2 前項の場合において、理事長は、必要に応じ、当該学外者の所属する組織に対して適切な措置を講じるよう求めるものとする。

（公表）

第11条 理事長又は学長は、必要と認める場合、ハラスメント調査委員会の調査した事実の経過と措置等について被害者の同意を得た範囲で学内に公表する。ただし、第8条の趣旨に従い、関係者のプライバシーや名誉その他の人権に十分配慮しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第12条 学生等、職員等及び本学関係者は、ハラスメントに関する相談又は苦情の申立人、調査への協力者その他ハラスメントに関し正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

（虚偽の申し立てや証言等）

第13条 相談・苦情の申し立て又は事情聴取に際して、悪意を持って虚偽の申し立てや証言をしてはならない。

2 理事長又は学長は、悪意を持ってなされた虚偽の申し立てや証言によりハラスメントを行ったとされた者の名誉が著しく傷つけられたと判断したときは、必要な措置等を講じ、その者の名誉回復に努めるものとする。

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、教授会及び理事会の議を経て、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成17年7月17日制定の「学校法人明治薬科大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」、「セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」、「セクシュアル・ハラスメント相談員規程」及び「セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成21年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 13 日から施行する。